

## 新型コロナウイルス感染症の影響に対する 新生児誕生祝品（区内共通買物券）の追加支援

### 1 概要

コロナ禍において不安を抱えながら出産を迎え、新たにお子様生まれたご家族に対し、経済的な負担の軽減を図りつつ、お子様の健やかな成長を応援するとともに、区内商店街等の活性化にも寄与することを目的に、区が独自に贈呈している新生児誕生祝品（区内共通買物券3万円分）に2万円分を追加し、区内共通買物券5万円分を贈呈する。

なお、本事業は「新しい日常」が定着したポストコロナ社会が実現するまでの期間、継続的に実施する。

### 2 対象

令和2年4月28日以降に出生した新生児の保護者で、出生日において、保護者及び新生児の住所が中央区にある方。ただし、出生から1年を過ぎた場合、または申請日に区内に住所を有しない場合は対象外。

### 3 実施方法

#### (1) 令和2年11月2日から令和2年12月28日まで申請分

（令和2年4月28日から令和2年12月新生児対象）

##### ・ 交付時期

12月下旬及び1月上旬に買物券を簡易書留で送付。

##### ・ 有効期限

令和3年3月31日

##### ・ 対象者数（想定）

約1500人

#### (2) 令和3年1月4日以降申請分

（令和3年1月以降の新生児及び上記（1）未申請者）

##### ・ 交付時期

令和3年6月末に買物券を簡易書留で送付。

##### ・ 有効期限

令和4年3月31日

##### ・ 対象者数（想定）

約500人

※すでに3万円分の新生児誕生祝品を受けている方には2万円分を贈呈。

### 4 申請方法

追加支援に係る申請書を提出。郵送での申請を基本とするが、窓口提出も受け付ける。